

公の施設の指定管理者監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定により、令和2年度公の施設の指定管理者監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和2年8月4日

千歳市監査委員 千葉 英 二

千歳市監査委員 五十嵐 桂 一

令和2年度公の施設の指定管理者監査報告書

1 監査の概要

(1) 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による公の施設の指定管理者監査

(2) 監査の対象及び実施内容

次に掲げる公の施設の指定管理者及び所管課に対し、平成30年度における公の施設の管理が関係法令等の定めるところにより適切に行われているか及び管理業務に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかについて、関係書類の確認、照合等を行うとともに関係職員から説明を聴取するなど、千歳市監査基準に準拠して実施した。

公の施設	指定管理者	所管課
交通安全教育施設	株式会社クリーン開発	市民環境部 市民生活課
観光施設（美笛キャンプ場）	太平ビルサービス株式会社札幌支店	観光スポーツ部 観光課
温水プール	株式会社苫小牧スコレ千歳支店	観光スポーツ部 スポーツ振興課
グリーンベルト地下駐車場	セントラルリーシングシステム株式会社	建設部 都市整備課
千歳公民館	公益社団法人千歳市シルバー人材センター	教育部 文化施設課

(3) 監査の着眼点

（所管課関係）

ア 協定等において、管理に係る業務内容は明確になっているか。

イ 指定管理者との経費の負担区分は明確になっているか。

ウ 管理に係る経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。

エ 事業報告書等の点検は適切になされているか。

オ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

（指定管理者関係）

ア 施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。

イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

ウ 利用料金決定に係る承認は適切に行われているか。（利用料金制採用施設）

エ 利用料金の収納は適正に行われているか。（利用料金制採用施設）

オ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。

カ 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正に行われているか。また、領収書等の整備、保存は適切に行われているか。

(4) 監査の実施場所及び日程

場所：監査事務局

日程：令和2年5月11日から8月4日まで

(5) 監査を実施した委員

監査委員 千葉 英 二

監査委員 五十嵐 桂 一

2 監査の結果

監査は試査によるものであり、前項の記載事項のとおり監査した限り、重要な点においては、監査の対象となった財政援助団体等の財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が財政的援助等の目的に沿って行われていると認められた。施設別の監査結果は、以下に記載のとおりであり、適正に執行されていない事例が一部見受けられた。なお、軽易なものについては、監査の過程において口頭で指導を行っているので本報告では省略するが、今後とも適正かつ効率的な事務の執行に努められるよう望むものである。

(1) 交通安全教育施設

- ・ 特に指摘事項なし

(2) 観光施設（美笛キャンプ場）

- ・ 指定管理業務の収支状況報告において、経費全体を記載した総括表と人件費の個表の間に不整合があった。精査の結果、両表いずれも誤っており、人件費の金額が過少に記載されていた。
- ・ 指定管理業務の収支状況報告において、報告書に記載された清掃管理業務（定期清掃分）の金額と、指定管理者が実際に再委託先に支払った金額が不整合となっていた。
- ・ 指定管理業務経費について、清掃、設備管理等の委託業務を自社で実施した場合は人件費として計上するよう業務仕様書に定められているが、収支状況報告において、人件費ではなく管理業務費（委託料）として記載されているものがあった。

(3) 温水プール

- ・ モニタリング結果において、実際には行われていない取組（E C Oちとせに基づく環境配慮行動）が記載されていた。
- ・ 指定管理業務に直接関係しない慶弔費、懇親会等参加費、各種水泳大会参加費用等については、法人として負担すべき経費であるが、区分経理されず指定管理業務経費として支出されており、収支差額が過少となっていた。

(4) グリーンベルト地下駐車場

- ・ 使用料徴収事務委託契約において、契約書に規定されている業務担当員の選定通知書が受託者に発出されていなかった。
- ・ 使用料徴収事務委託契約において、契約書に規定されている業務処理責任者の選定通

知書が受託者から提出されていなかった。

(5) 千歳公民館

- ・ 指定管理業務に直接関係しない人件費（指定管理業務に付随する法人側職員の一部業務に係る人件費）については、法人として負担すべき経費であり、区分経理されていたものの、収支報告において指定管理業務経費の人件費に含めて記載されており、収支差額が過少となっていた。